**令和６年度富山県ＤＶ被害者支援県民協働事業提案募集要項**

**１　目的**

　　ＤＶの防止に向け、県民の理解と被害者保護に対する意識を高めるとともに、切れ目のない被害者支援を進めるために、民間団体等からの企画提案を募集するものです。

**２　募集する企画提案**

募集の対象となる事業は次のとおりです。

1. 企画提案は、次の①、②のうちいずれか又は両方を含むものとします。
なお、審査にあたっては①の事業内容を優先します。
2. ＤＶ被害者自立支援事業

［補助対象となる事業例］

* 同行支援
* 自助グループ運営
* 相談、カウンセリングの場の立ち上げ、運営
* 技術習得講習会の開催
* 就職のための研修開催　　など
1. ＤＶ防止活動推進事業

［補助対象となる事業例］

・各種団体の研修会への講師派遣

・ＤＶ防止出前講座の実施(中学校、高校で実施されるものを除く。)　　など

1. １団体が応募できる件数は１件に限ります。
2. 事業の概要は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　容 |
| 事業実施期間 | 令和６年６月１日から令和７年３月31日まで |
| 事業形態 | 補助事業（県補助率２/３） |
| 補助金の交付額 | ・補助限度額　160千円　(１団体)（補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と補助限度額を比較して、少ない方の額とします。）※千円未満の端数は切り捨て |
| 対象団体数 | ４団体程度 |
| 対象となる経費 | ・事業を行うために必要な経費（旅費交通費、人件費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、謝礼金　など）・団体の運営経費や事業以外の経費等は対象外とします。・電話代、飲食代、懇親会等経費、備品\*等財産の取得や修繕工事に係る経費は対象外とします。（\*備品…100千円以上の機器・家具等） |

1. 県や国、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体から委託等を受けていない及び受ける可能性がない事業であることが条件です。
2. 提案内容が、行政や他の機関、団体などへの陳情や要望となっているものは対象となりません。

**３　応募資格**

　　富山県内を拠点として活動する民間団体等（営利を目的としない団体で、自立的・継続的にＤＶの防止啓発、ＤＶ被害者の支援に関する活動を行う組織体であれば、法人格の有無を問いません。）であって、以下の各号の基準をすべて満たすものとします。

1. 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
2. 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
3. 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

**４　応募方法**

　　「富山県ＤＶ被害者支援県民協働事業提案書」(様式第1号)及び添付書類を、富山県厚生部こども家庭室こども未来課まで、メール又は郵送でご提出ください。

　　なお、提出いただいた応募書類はお返ししません。

　　※団体印等の押印は不要です。

**５　提案書に関する留意点（「事業提案企画書」様式第２号）**

1. 各経費については、積算根拠となる資料を添付してください。
　 ※添付書類の例：印刷製本費…見積書、会場使用料…利用料金表
2. 予算は、下記の表の区分により費目を設定してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費目 | 経費の例 | 備考 |
| 人件費 | 団体の構成員の人件費 |  |
| 報償費 | 講師謝礼、託児料 |  |
| 旅 費 | 交通費、宿泊費 |  |
| 需用費 | 印刷製本費、コピー代、コピー用紙ほか消耗品 |  |
| 役務費 | 郵便・切手代、振込み手数料 | 電話代は補助対象外 |
| 使用料 | 会場・会場設備（マイク等）の使用料 |  |

**６　提案書受付期間**

　　令和６年４月15日(月)～令和６年５月８日(水)（必着)

**７　提案受付、決定等**

1. 受付

提出された書類は、こども家庭室こども未来課で受け付け、必要に応じてヒアリングを行います。

1. 事業の選定等

提出された書類及びヒアリング結果に基づいて、こども家庭室こども未来課にて別表審査基準に基づき審査を行います。選定結果は個別に採否のみ通知します。

 　　 　なお、事業の内容、実施期間、事業費等は、検討のうえ変更・修正される場合があります。

1. 事業の実施

提案した民間団体等と県が連携・協力し、速やかに選定された事業に着手します。

選定された事業の団体の代表者は、補助金交付申請書（富山県ＤＶ被害者支援県民協働事業費補助金交付要綱様式第１号）により補助金の交付申請をしてください。

**８　事業実施後の完了報告等**

 　事業完了後に実績報告書を提出していただきます。

　　取り扱った個々の相談や支援の内容については、各団体において記録した書類を５年間保管してください。

　　なお、実施した事業の内容については、県が開催する研修会等の場において、出席のうえ報告を求める場合があります。

**９　情報公開**

　　県では、事業の「公正性」、「透明性」を高めるため、企画提案の募集から事業の決定、実績報告までの過程を公開します。

（資料が多数になる場合は、概要を公開することもあります。）

**10　要項添付書類**

［様式］

　　・第１号　富山県ＤＶ被害者支援県民協働事業提案書

　　・第２号　事業提案企画書

　　・第３号　団体調書

　　・第４号　団体目的等についての確認書

**11　提案書提出先・問い合わせ先**

〒930-8501　富山市新総曲輪１番７号

富山県厚生部 こども家庭室 こども未来課　針山

電話　076-444-3209　　FAX 076-444-3493

Mail　akodomokatei@pref.toyama.lg.jp

別表　審査基準

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　容 |
| (1) | 提案内容 | 1. 事業の目的及び課題把握の的確性
 | * 提案の目的は明確か
* 的確に課題を捉えているか
* 富山県ＤＶ対策基本計画の目的に合致しているか
 |
| 1. 事業の実現可能性
 | * 実効可能な方法、計画、予算で立案されているか
* 事業計画に具体性があるか
 |
| 1. 専門性
 | * 行政にない発想や専門性があるか
 |
| (2) | 事業効果 | 効果 | * ＤＶの防止や被害者支援の効果が期待できるか
* 今後事業をどのように発展させていくのか
* 女性相談支援センター、市町村、関係団体等との連携協力に配慮されているか
* 事業の実施が申請団体の発展につながるか
 |
| (3) | 組織体制 | 実効性 | * 提案した事業を確実に遂行できる組織体制や活動実績があるか、又は見込めるか
 |